

瑞浪市分別収集計画（第11期計画）

令和7年9月

1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要となる。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、地域における容器包装廃棄物の4R（リユース・リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的のもと、市民、事業者、行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の実施により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や不燃物最終処分場の延命化、資源の有効利用を図り、循環型社会の形成を目指すものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたり、基本的方向を次のように示す。
基本理念

「幸せ実感都市みずなみ～いっしょに創ろう夢ある未来～」

基本方針

- ・ごみの排出抑制
- ・資源化の促進
- ・廃棄物の適正処理

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間（令和13年3月まで）とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画の対象品目は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,848t	1,827t	1,807t	1,787t	1,767t

6. 容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための方策に関する事項

（法8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互協力と連携を図っていくことが最も重要である。

- ・環境教育の充実

社会科の授業の一環として、市内の小学生を対象にクリーンセンター（焼却施設及び不燃物最終処分場）の施設見学を実施して、ごみ処理の状況を伝えるほか、リサイクルの取り組み等の環境教育を行う。

- ・啓発活動の充実

環境出前講座、読みやすい家庭ごみの分け方・出し方便利帳の発行、ごみ資源分別アプリ及び市ホームページの拡充等、各種媒体を活用してごみに関する情報発信を積極的に行い、市民及び事業者に対して、ごみに対する認識を深めてもらうように取り組む。また、使い捨て商品の安易な使用を控え、詰め替え商品の利用をするなど啓発をする。

- ・産業廃棄物の総量規制

不燃物最終処分場の延命化を図るため、令和4年度より事業者が排出する産業廃棄物（陶磁器くず）について、搬入量を制限する総量規制を実施した。今後も総量規制による搬入量の抑制に取り組み、不燃物最終処分場の延命に努める。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集の対象となる容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

さらに、収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集の対象となる容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶（金属類）
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスビン（ビン類）
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック（紙類）
主として段ボール製の容器	段ボール（紙類）
主として紙製容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、醤油等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	発泡スチロール製食品トレイ

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み量（法第8条第2項第4号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
主としてスチール製容器	29. 2 t	28. 9 t	28. 6 t	28. 3 t	28. 0 t
主としてアルミ製の容器	44. 0 t	43. 5 t	43. 1 t	42. 6 t	42. 1 t
無色のガラス製容器	78. 7 t (引渡量) 78. 7 t	77. 9 t (引渡量) 77. 9 t	77. 0 t (引渡量) 77. 0 t	76. 2 t (引渡量) 76. 2 t	75. 3 t (引渡量) 75. 3 t
茶色のガラス製容器	81. 3 t (引渡量) 81. 3 t	80. 4 t (引渡量) 80. 4 t	79. 5 t (引渡量) 79. 5 t	78. 6 t (引渡量) 78. 6 t	77. 7 t (引渡量) 77. 7 t
その他のガラス製容器	35. 1 t (引渡量) 35. 1 t	34. 7 t (引渡量) 34. 7 t	34. 3 t (引渡量) 34. 3 t	33. 9 t (引渡量) 33. 9 t	33. 5 t (引渡量) 33. 5 t
主として紙製の容器	7. 3 t	7. 3 t	7. 2 t	7. 1 t	7. 0 t
主として段ボール製の容器	223. 6 t	221. 2 t	218. 8 t	216. 3 t	213. 9 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの					
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)	83. 3 t (引渡量) 83. 3 t	82. 4 t (引渡量) 82. 4 t	81. 5 t (引渡量) 81. 5 t	80. 6 t (引渡量) 80. 6 t	79. 7 t (引渡量) 79. 7 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	3. 9 t (引渡量) 3. 9 t	3. 9 t (引渡量) 3. 9 t	3. 8 t (引渡量) 3. 8 t	3. 8 t (引渡量) 3. 8 t	3. 7 t (引渡量) 3. 7 t
(内白色トレイ)	3. 9 t	3. 9 t	3. 8 t	3. 8 t	3. 7 t
	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)	(引渡量)
	3. 9 t	3. 9 t	3. 8 t	3. 8 t	3. 7 t

*アルミ製の容器、茶色のガラス製容器、主として紙製の容器、主として段ボール製の容器の見込み数量については、資源集団回収分を含む。

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

- ・人口変動率については、瑞浪市一般廃棄物処理基本計画を基に次の通り設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
34,844人 (対前年度比) 99.1%	34,465人 (対前年度比) 98.9%	34,086人 (対前年度比) 98.9%	33,707人 (対前年度比) 98.9%	33,328人 (対前年度比) 98.9%

10. 分別収集を実施に関する基本的事項（法第8条第2項第5号）

分別収集の実施については、市の収集体制を引き続き活用して行なう。

11. 分別収集を実施するための施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

瑞浪市不燃物最終処分場及び瑞浪市リサイクル広場を今後も継続使用する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（1）再資源化の促進

P T A等における資源集団回収などの取組みを支援し、資源リサイクルを促進する。

（2）減量化・資源化等についての審議の推進

市民や事業者から構成される瑞浪市廃棄物減量等推進審議会を隨時開催し、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化等の普及啓発活動を促進する。瑞浪市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて、瑞浪市廃棄物減量等推進審議会の答申を受けて策定する。